さいたま市、株式会社モリタ東京製作所　埼玉県北足立郡伊奈町、株式会社埼玉交通　埼玉県さいたま市、株式会社紫光社　埼玉県さいたま市、新城鉄骨工業株式会社　埼玉県さいたま市、有限会社島田製作所　埼玉県さいたま市、有限会社島野自動車整備工場　埼玉県さいたま市、株式会社昌和製作所　埼玉県さいたま市、株式会社昭和精機　埼玉県上尾市、有限会社樋口鉄工　埼玉県さいたま市、株式会社平野製作所　埼玉県上尾市、有限会社瀬尾板金工業所　埼玉県さいたま市、有限会社武笠自動車工業　埼玉県さいたま市、トヨタカローラ埼玉株式会社　埼玉県上尾市、埼玉機械工業厚生年金基金　埼玉県さいたま市、大宮中古部品株式会社　埼玉県さいたま市、有限会社渡邊製作所　埼玉県上尾市、株式会社共栄製作所　埼玉県上尾市、株式会社関東マツダ埼玉事業部　埼玉県さいたま市、藤岡自動車株式会社　埼玉県さいたま市、山添運輸株式会社　埼玉県さいたま市、株式会社昭和技研工業　埼玉県北足立郡伊奈町、トヨタＬ＆Ｆ埼玉株式会社　埼玉県鴻巣市、モリソン工業株式会社　埼玉県さいたま市、埼玉スバル自動車株式会社　埼玉県さいたま市、株式会社和幸　埼玉県さいたま市、有限会社苗村製作所　埼玉県上尾市、有限会社永倉製作所　埼玉県上尾市、株式会社井上製作所　埼玉県上尾市、マメトラ農機株式会社　埼玉県桶川市、関口工業株式会社　埼玉県さいたま市、株式会社廣岡鉄工　埼玉県久喜市、株式会社ユニテックギア　埼玉県桶川市、日工精機株式会社　埼玉県上尾市、株式会社浦和製作所　埼玉県さいたま市、株式会社サトー輸送機　埼玉県さいたま市、株式会社遠藤精機製作所　埼玉県さいたま市、大橋機産株式会社　埼玉県さいたま市、株式会社長谷川機械製作所　埼玉県さいたま市、松江精機工業株式会社　埼玉県白岡市、武蔵野精機株式会社　埼玉県さいたま市、株式会社金子製作所　埼玉県さいたま市、栃木日信株式会社　栃木県下都賀郡野木町、株式会社茂木鉄工所　埼玉県さいたま市、株式会社アイビックス　埼玉県さいたま市、有限会社タカラ製作所　埼玉県さいたま市、株式会社河野製作所　埼玉県さいたま市、日進合成工業株式会社　埼玉県北本市、株式会社伸好舎　埼玉県鴻巣市、株式会社飯田製作所　埼玉県上尾市、有限会社岡田製作所　埼玉県上尾市、日本モノレース工業株式会社　埼玉県上尾市、三共理化学株式会社　埼玉県桶川市、株式会社スパンドニクス　埼玉県所沢市、株式会社セイブテクノ　埼玉県朝霞市、ソーワ精工株式会社　埼玉県さいたま市、松原工業株式会社　埼玉県さいたま市、株式会社関口製作所　埼玉県さいたま市、株式会社丸一　埼玉県上尾市、株式会社千代田製作所　埼玉県上尾市、株式会社大東バルブ製作所　埼玉県上尾市、株式会社葵精機製作所　埼玉県飯能市、エヌケーテック株式会社　埼玉県さいたま市、トヨタ部品埼玉共販株式会社　埼玉県さいたま市、マルエヌ株式会社　埼玉県朝霞市、日幸電機工業株式会社　埼玉県上尾市、株式会社第一金属製作所　埼玉県さいたま市、株式会社デサン　埼玉県さいたま市、和幸モトーレン株式会社　埼玉県越谷市、株式会社平成楼　埼玉県比企郡嵐山町、株式会社ナベ・ツール　埼玉県上尾市、株式会社トヨタレンタリース埼玉　埼玉県さいたま市、株式会社住田光学ガラス　埼玉県さいたま市、株式会社オオツカハイテック　埼玉県鴻巣市、ウジックス株式会社　埼玉県さいたま市、日産サービス埼玉株式会社　埼玉県さいたま市、有限会社山口精機　埼玉県本庄市、株式会社タケウチ　神奈川県横浜市、株式会社ストリングス　埼玉県さいたま市、ファーストオート株式会社　埼玉県さいたま市、株式会社東信　埼玉県久喜市、藤岡自動車株式会社　埼玉県上尾市、株式会社アライヘルメット榛東　群馬県北群馬郡榛東村、株式会社日産サティオ埼玉　埼玉県さいたま市、関東精工株式会社　埼玉県北足立郡伊奈町

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた、同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

5．解散認可年月日　平成29年３月30日

平成29年４月13日

埼玉県さいたま市大宮区櫛引町１丁目３番地

埼玉機械工業厚生年金基金

理事長　飯野　耕司

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関連政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次の通り公告します。

1．清算人の氏名　代表清算人　飯野　耕司

2．住所　埼玉県さいたま市大宮区櫛引町１丁目３番地

平成29年４月13日

埼玉県さいたま市大宮区櫛引町１丁目３番地

埼玉機械工業厚生年金基金

理事長　飯野　耕司

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散しましたので、次のとおり公告します。

1．基金の名称　千葉県食品製造厚生年金基金

2．事務所の所在地　千葉県千葉市中央区問屋町13―６

3．設立事業所の名称及び所在地　株式会社オランダ家　千葉県千葉市美浜区、株式会社美浜フーズ千葉工場　千葉県千葉市美浜区、千葉製粉株式会社　千葉県千葉市美浜区、千葉県食品製造健康保険組合　千葉県千葉市中央区、古谷乳業株式会社　千葉県千葉市中央区、株式会社食研　千葉県千葉市緑区、株式会社ニチレイフーズ船橋第三工場　千葉県船橋市、オーランドフーズ株式会社　千葉県千葉市花見川区、フジフーズ株式会社　千葉県千葉市美浜区、ユアサ・フナショク株式会社　千葉県船橋市、有限会社東魁楼　千葉県船橋市、ニック食品株式会社　千葉県船橋市、山田食品株式会社　千葉県船橋市、株式会社ホソヤコーポレーション　千葉県佐倉市、株式会社ヤマニ味噌　千葉県佐倉市、株式会社常磐植物化学研究所　千葉県佐倉市、茂野製麺株式会社　千葉県鎌ヶ谷市、川光物産株式会社　千葉県松戸市、雪和食品株式会社　千葉県松戸市、合資会社島村俊商店　千葉県松戸市、窪田味噌醤油株式会社　千葉県野田市、キノエネ醤油株式会社　千葉県野田市、コミヤ味工株式会社　千葉県館山市、鍋店株式会社　千葉県成田市、米屋株式会社　千葉県成田市、株式会社カナヤ食品　千葉県銚子市、千葉県食品製造厚生年金基金　千葉県千葉市中央区、高橋製粉株式会社　千葉県松戸市、富士正食品株式会社　千葉県銚子市、ハッコー食品株式会社　千葉県千葉市若葉区、日本果実加工株式会社　千葉県船橋市、ワイエフ・エージェンシー株式会社　千葉県船橋市、株式会社さわや　千葉県木更津市、丸京味噌株式会社　千葉県市川市、株式会社ネオテック　千葉県千葉市美浜区、千葉埠頭サイロ株式会社　千葉県千葉市美浜区、厚生水産株式会社　千葉県木更津市、株式会社テルヴィス　千葉県佐倉市、日本サーナ株式会社　千葉県佐倉市、有限会社千葉中央ミート販売　千葉県千葉市美浜区、千葉ミート食品株式会社　千葉県木更津市、株式会社グローバルフーズ　千葉県船橋市、ワイエフ石油株式会社　千葉県船橋市、有限会社テルヴィス佐倉工場　千葉県八街市

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

5．解散認可年月日　平成29年３月30日

平成29年４月13日

千葉県千葉市中央区問屋町13―６

千葉県食品製造厚生年金基金

理事長　諸岡　靖彦